9. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

(1)学修の成果に係る評価

授業科目の単位修得の認定方法:筆記・口述試験、レポート・作品提出、学習状況、その他

成績の評価 ： 秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、
不可(59 点以下、不合格) をもって表わし、可(60 点)以上をもって
単位を修得したものと認める。

(2)卒業及び資格の取得に必要な単位

a.短期大学卒業(学位取得)に必要な条件

本学に2年以上在学し、教養科目群については 10 単位以上と専門科目群の授業科目を合わせて、合計 62 単位以上修得し、学生納付金等を完納しなければならない。卒業と同時に短期大学士(美容生活文化)の学位が授与される。

b.各コース卒業(資格等取得)に必要な単位数の内訳(令和 8 年度入学生用)

項　目	幼児教育 コース	美容文化 コース	ビューティーメイク コース	舞台芸術 コース	キャリア教養 コース
教養科目群必修	4 単位	3 単位	4 単位	4 単位	4 単位
専門科目群必修	55 単位	52 単位	25 単位	10 単位	2 単位
教養科目群選択必修 専門科目群選択必修	6 単位以上 9 単位以上	7 単位以上 —	6 単位以上 —	6 単位以上 8 単位以上	6 単位以上 —
教養科目群選択 専門科目群選択	—	5 単位以上	※27 単位以上	※34 単位以上	※50 単位以上
計	74 単位以上	67 単位以上	62 単位以上	62 単位以上	62 単位以上
資格等	保育士資格	美容師試験受験資格	コース修了証	コース修了証	コース修了証

※卒業 62 単位と必修(教養・専門)及び選択必修(教養・専門)との不足単位数以上

なお、社会福祉主事任用資格を取得するには、短期大学卒業に必要な単位のほかに、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の内、3科目以上修得しなければならない。ただし、これらの科目はいずれも卒業に必要な単位として認められる。